

1 1 「第2次健康うつのみや21」計画の推進

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識を持って、主体的に健康づくりに取り組むとともに、家庭・学校・地域・企業・行政等が一体となってこれを支援し、市民の健康づくりを総合的に推進する。

(1) 「第2次健康うつのみや21」計画の概要

① 計画の基本目標

「ともに支え合う、健康で幸せなまちづくり」を実現するための基本目標
→ 「健康寿命の延伸」

② 計画期間

平成25年度を初年度とし、平成34年度を目標年度とする10か年計画

③ 基本方向の設定

生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防・重症化予防などの4つの基本方向（11分野）を設定

【生活習慣の改善】

- ①「栄養・食生活」, ②「身体活動・運動」, ③「休養・こころの健康」,
- ④「歯・口腔の健康」, ⑤「たばこ」, ⑥「アルコール」

【生活習慣病の発症予防・重症化予防】

- ⑦「NCD(非感染性疾患)」, ⑦-1「循環器疾患」, ⑦-2「糖尿病」,
- ⑦-3「がん」, ⑦-4「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」, ⑦-5「CKD(慢性腎臓病)」

【社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上】

- ⑧「次世代の健康」, ⑨「高齢者の健康」

【健康を支え、守るための社会環境の整備】

- ⑩「地域のつながり・支え合い」, ⑪「企業・団体等の積極参加の促進」

④ ライフステージ区分の設定

生活習慣や身体的、精神的な発達状況、身体機能等により、6つのライフステージを設定

- ①乳幼児期（就学前）, ②小学校期, ③中学・高校期, ④青年期（18～39歳）,
- ⑤壮年期（40～64歳）, ⑥高齢期（65歳以上）

⑤ 健康目標の設定

基本方向に係る各分野において、健康づくりの指針となる健康目標を設定し、その実現に向けて支援

⑥ 計画の中間評価と中間評価を踏まえた見直し

「第2次健康うつのみや21」計画で設定した各分野の目標項目の達成状況を把握するため、計画の中間年度（平成29年度）に市民健康等意識調査を実施のうえ、中間評価を行い、計画を見直す。

⑦ 取組の方向性

ア 普及啓発事業

地域や関係団体等と連携し、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るための健康教育を実施

イ 地域における健康づくり活動

地域での健康づくりの核となる健康づくり推進員や食生活改善推進員が主体的に活動できるよう、健康づくり活動の支援を実施するとともに、養成講座の開催等により、組織への新規参加を促進

ウ 職域と連携した健康づくり

社会全体で市民の健康づくりを支えるため、企業や団体等の積極的な参加を促す環境づくりを実施

⑧ 11分野における主な事業の実施結果（平成26年度）

分野	主な事業
栄養・食生活	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進（食育出前講座など） ・栄養改善事業（病態別栄養相談など）
身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり実践活動支援 ・運動推進事業
休養・こころの健康	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防・こころの健康づくり対策事業 ・こころの健康づくり講座・広報紙掲載
歯・口腔の健康	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診（歯周病検診） ・歯の衛生推進事業（高齢者よい歯の表彰式）
たばこ	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙防止普及啓発事業（出前講座など） ・受動喫煙防止対策の推進（飲食店へのパンフレット配布）
アルコール	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコールに関する健康教育 ・アルコール関連相談事業
NCD(非感染性疾患) ・循環器疾患 ・糖尿病 ・がん ・COPD(慢性閉塞性肺疾患) ・CKD(慢性腎臓病)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導 ・健康手帳の交付 ・生活習慣病予防講座（心臓病、脳卒中） ・糖尿病合併症予防事業（糖尿病合併症予防講習会） ・糖尿病予防事業（糖尿病予防講演会） ・がん検診 ・喫煙防止普及啓発事業【再掲】 ・腎臓病予防事業
次世代の健康	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進事業（小中学校） ・健康教育（母子）
高齢者の健康	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防一般高齢者事業（介護予防教室） ・健康教育
地域のつながり・支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり実践活動支援【再掲】
企業・団体等の積極参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・職域への健康情報の提供

根拠法令等	主管課・グループ
健康増進法第8条第2項	健康増進課・健康づくりグループ